

群馬県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領

1 目的

入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式であり、もって、群馬県が発注する営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するものである。

2 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、群馬県建築工事積算基準 5（3）に定める、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において、積算数量として、群馬県建築工事積算基準 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、現場説明書 8 及び群馬県競争入札心得第 5 条の規定に基づき、第 1 回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。
- (5) この要領において「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除くことができる。

3 対象工事

本要領は、群馬県県土整備部建築課が発注する営繕工事のうち、「入札時積算数量書活用方式」の試行について指定する工事に適用する。

4 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、別記 1 を参考に、入札公告及び現場説明書（以下「入札公告等」という。）への記載により行うものとする。
- (2) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、群馬県建設工事執行規定第 17 条に定める契約書（同規定別記様式第 6 号「建設工事請負契約書」及び第 6 号の 2「建設工事請負契約約款」をいう。以下単に「契約書」という。）に、別記 2 に掲げる事項を記載するものとする。なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第 25 条に定めるところによるものとする。

5 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札公告等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札公告等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

工事費内訳書については、「建築関連工事における入札時の工事費内訳書の提出について」（平成26年7月1日付け建企第647-9号他）1(2)④に基づき、全ての内訳書の提出を求めるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約書第3条第1項に基づく請負代金内訳書内容は、工事内訳、種目別内訳書、科目別内訳書までとする。

(5) 積算数量に関する疑義

①受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

②受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。

④③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

6 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

(1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、群馬県建築工事積算基準8の規定に準じるものとする。

(2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、群馬県建築工事共通費積算基準2(6)、3(6)及び4(4)の規定に準じるものとする。

(3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準第1編5（設計変更時の取り扱い）の規定に準じるものとする。

(4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

7 入札時積算数量書別紙明細の公開等

(1) 入札時積算数量書別紙明細の公開

入札時積算数量書別紙明細は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書の交付に併せて公開するものとする。

(2) 入札時積算数量書別紙明細の取扱い

入札時積算数量書別紙明細は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第18条の2にいう入札時積算数量書ではない。

8 設計変更における積算数量書の提示等

(1) 設計変更における積算数量書について

契約書第18条及び第19条の規定により行われる設計図書の訂正又は変更に伴う請負代金額の変更（以下「設計変更」という。）における積算数量書は、群馬県建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を表示するものとして、設計変更の対象となる積算数量を取りまとめたものをいう。

(2) 設計変更における積算数量書の提示

設計変更における積算数量書を受注者に提示するものとする。

(3) 設計変更における積算数量書の取扱い

設計変更における積算数量書は、適正な設計変更に資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び第18条の2にいう入札時積算数量書ではない。

付則 本要領は令和8年10月1日より施行する。

（別記１）入札公告等における記載例

○．入札時積算数量書活用方式の適用

- ①本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ②受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- ③受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- ⑤①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

○．入札公告等に対する質問

- この入札公告等（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

○．工事費内訳書の提出

- （１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- （２）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、称号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- （３）工事費内訳書は、○．③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合のみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。